



NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 海事振興部船員労政課

(担当) 平田、長原

(電話) 06-6949-6435

令和4年9月7日

船員の人材確保・育成対策 退職予定の海上自衛官を対象に講演を実施

内航海運は、日本経済を支える重要な産業です。これを支える船員は、業界全体として若年層が増加傾向にあるものの高齢化は著しく、将来における担い手不足が生じないように十分な数の船員の確保が必要とされております。

これを受け、国土交通省では、船員の確保育成施策を推進しており、近畿運輸局においては、近畿内航船員対策協議会と連携して、海運業界にとって有効な人材の確保に向けて各種の事業を実施しております。

今般、退職予定の海上自衛官を対象に講演を行い、船員を再就職先として検討する際に参考となる情報などを提供しましたので、お知らせいたします。

実施日：令和4年8月23日（火）

場 所：海上自衛隊 舞鶴地方総監部（京都府舞鶴市）

参加者：海上自衛官 計10名

講 師：近畿内航船員対策協議会 特別顧問 上窪 良和 氏

講演概要：『船員の勤務体系や必要となる海技免状の取得等について』



「C to Sea プロジェクト」
海と船がもっと楽しく身近になる情報発信中！！

海と船のポータルサイト「海ココ」開設 →



配布先：海運関係業界プレス

退職予定の海上自衛官を対象に講演を実施

令和4年8月23日（火）、海上自衛隊舞鶴地方総監部（京都府舞鶴市）において、退職後に船員を再就職先の一つとして検討している海上自衛官を対象に、船員への再就職に関する情報提供を目的とした講演を実施しました。

この活動は、内航船の勤務体系・処遇・再就職するにあたっての心構え等について理解していただくための海事セミナーの一環として要請を受け、近畿運輸局が近畿内航船員対策協議会（会長：山本 一人 三興海運(株)代表取締役）と連携して実施したものであり、当日は海上自衛官計10名が聴講しました。



初めに、DVD「海を駆ける若者たち」（日本内航海運組合総連合会）を上映し、船員としての働き方のイメージを掴んでいただいた後に、近畿内航船員対策協議会 上窪良和特別顧問による講演に移りました。

講演では、まず、DVDの中で使用されていた操舵号令を話題に出し、海上自衛隊の操舵号令とは違うことを認識してもらったうえで、内航船であっても運航面での用語の一部は英語が使用されることを紹介しました。その後、外航海運と内航海運の現状について講話した後、内航船に船舶職員として乗り組むためには、海上自衛隊での資格とは別に、海技士の資格が必要となることを説明し、資格の種類ごとに船長や機関長になるための職域範囲があること、船員を養成する船員教育機関についても紹介するとともに、資格を取得することが船員就職への近道であることを解説しました。

また、船員法及び船舶職員法の規定により、ほとんどの内航船が安全最少定員で運航していることや、700トン未満の船舶では一人で当直業務を担当する船が多いことなど、大人数で運航している護衛艦とは大きく違うことを説明しました。

さらに、船内組織や就労体制は、甲板部・機関部に区分されており、甲板部では、航海士の職員が交替で当直業務にあたっており、午前午後の同じ時間帯の4時間、1日8時間を担当するが、機関部は警報装置を備えることにより当直勤務の必要が無いため甲板部とは働き方が違ってくることを話しました。

一方、給料については職務に見合った手当があることや最低賃金が月給で定められていることなどから、安定した収入確保が魅力であること、内航船であれば3ヶ月乗船後に1ヶ月休暇の勤務体系が一般的であり、船員として働く上ではこの勤務形態を受け入れる必要があることを説明しました。

最後に、海上自衛隊の経験が長ければ操舵知識も豊富だと思われるが、荷役に関する経験や知識が劣ると思われるため、就職した場合は荷役に関する経験を積む必要があることを補足して講義を締めくくりました。



海上自衛官の方々は講義を熱心に聞き入っており、講師の話に大きく頷きながら細かくメモを取る姿が印象的でした。

今後も、逼迫する内航船員の確保に向け、出前講座や体験乗船会等の各種活動を続けていきます。

(近畿運輸局 海事振興部 船員労政課)